

浜田市選挙管理委員会告示第 7 号

令和7年7月20日行う参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、投票所の閉鎖時刻を次のとおり繰り上げる。

令和 7 年 7 月 3 日

浜田市選挙管理委員会委員長 岡 本 正 博

投票区	閉鎖時刻
第 1 投票区から第 8 投票区まで	午後 7 時
第 1 1 投票区及び第 1 2 投票区	
第 1 4 投票区から第 1 8 投票区まで	
第 2 1 投票区から第 2 4 投票区まで	
第 2 6 投票区から第 2 9 投票区まで	
第 3 3 投票区及び第 3 4 投票区	
第 9 投票区及び第 1 0 投票区	午後 6 時
第 1 3 投票区	
第 1 9 投票区及び第 2 0 投票区	
第 2 5 投票区	
第 3 0 投票区から第 3 2 投票区まで	
第 3 5 投票区から第 6 8 投票区まで	